

事務連絡  
平成 31 年 3 月 28 日

各都道府県及び指定都市  
都市計画担当課長 殿

国土交通省 都市局 都市計画課長補佐

法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る  
形式的な修正について（技術的助言）

平素より都市計画制度の適切な運用に御尽力いただき感謝いたします。

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。」こととされました。

この閣議決定を踏まえ、都市計画において引用されている法令の条項の修正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知いたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いいたします。

記

1. 都市計画において引用されている法令の条項は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項の規定（同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）による告示があった日において有効であったものとして解釈されることから、条項ずれに係る都市計画の修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではない。
2. 一方、都市計画の実質的な変更を行う場合には、条項ずれを併せて措置する必要がある。なお、実質的な変更を行う機会が当面予定されない場合には、都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示している都市計画において条項ずれが生じていることについて、条項ずれが生じている箇所の読替表又は条項ずれを反映した都

市計画を、条項ずれが生じている旨明記した上で別に公表する等、適宜住民に分かり易い方法により周知することも考えられる。